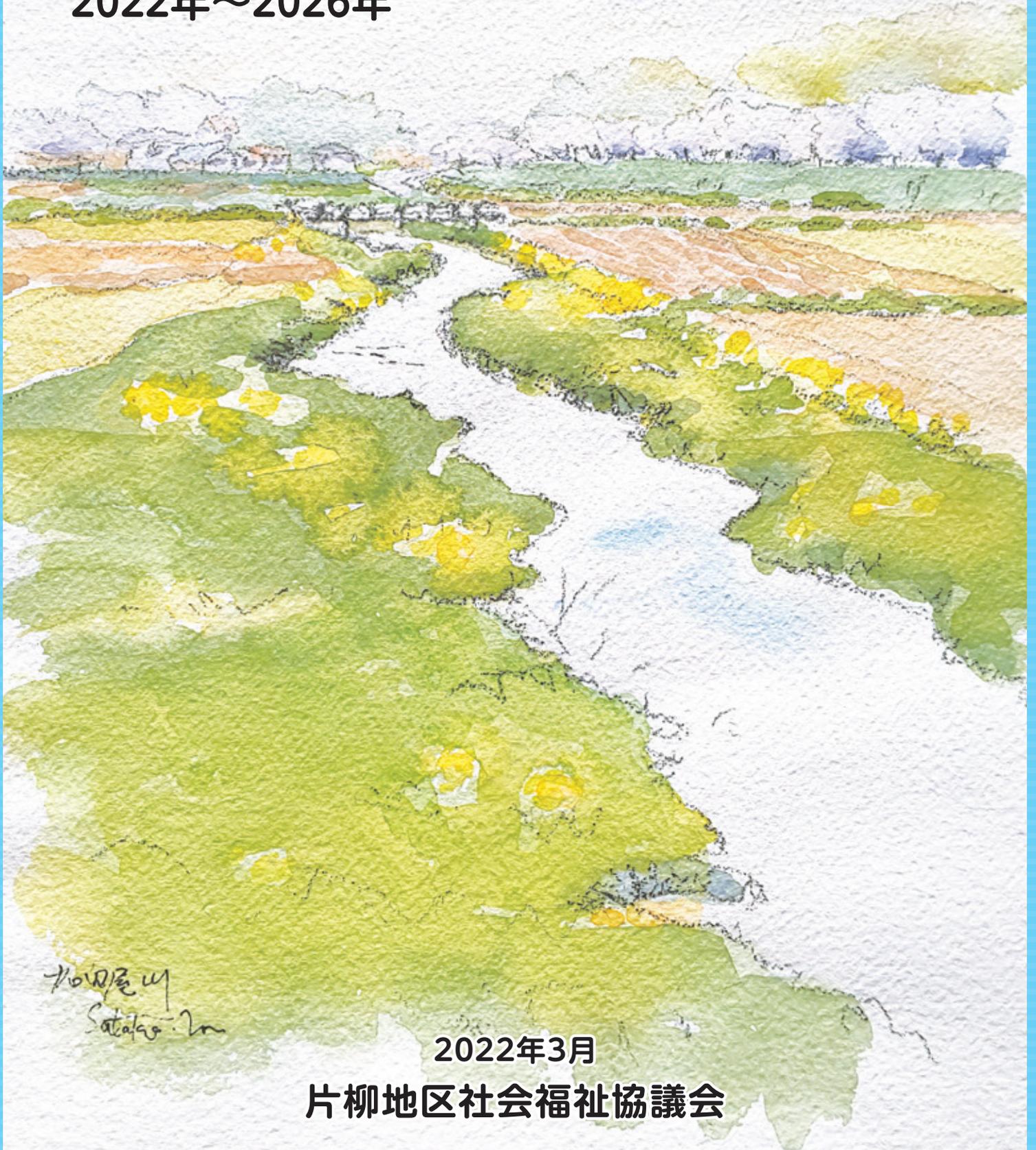


片柳地区

第4次 地域福祉行動計画

2022年～2026年



片柳山
Satoko In

2022年3月

片柳地区社会福祉協議会





はじめに

片柳地区社会福祉協議会
会長 下田 三郎

片柳地区の皆様、社会福祉協議会に対し日頃から温かいご支援を賜り有難うございます。
活動に当たり多大な役割を担って頂きました地域の皆様、自治会役員、民生児童委員、多くのボランティアの皆様には心から感謝申し上げます。

第三次行動計画は2017年に作成し今日に至っておりますがその間皆様のご希望に沿わないことも多々あったと思いますが「生き生きと元気に暮らすことが出来る町づくり」を目指して取り組んで参りました。

行動計画の最終2年間は世界的に猛威を奮ったコロナ感染によりほとんどの行動が制約され現在に至っております。

共同募金事業をはじめとして「ふれあい会食」「うどんサロン」「子育てサロンぴよぴよ」新しく立ち上げた「歌声サロン、ドレミ」「ホームページ片柳」もコロナに影響され軌道に乗っておりません、各地域のサロン活動（お茶会）も同様に皆様苦勞していることと思います。

コロナウィルス感染症が一日も早く収束し、人と人とが手をつなぎあい、明るい笑顔が戻って来て欲しいものです。

当地区も少子高齢化は避けられず2021年度は75歳以上の高齢者が6,843名と毎年300名を超え増加しております。

2013年12月より、「地域の見守り活動」が始まり民生児童委員、自治会の皆様を中心にご努力して頂いておりますが今後とも宜しくお願い致します。

見守りは「向こう三軒両隣」の精神で、隣近所さりげなくお互いに温かい声をかけあって頂ければと考えております。

当協議会は子供からお年寄りまでの各種団体と今まで以上に連携を密にして明るい地域づくりを目指して参りたいと思います。





目次

はじめに

地域福祉計画の概要

1. 地域福祉の推進 4
2. 地域福祉の行動計画 4
3. 「地域福祉行動計画」策定の意義 4
4. 「地域福祉行動計画」の期間 4

行動計画の内容

1. 基本構想・理念 5
2. 基本目的 5
3. 実施計画 5

I.地区社協機能の充実 6

II.福祉ネットワークの構築 7

III.地域福祉活動の充実 8

IV.地域福祉活動の啓発 9

資料

- 片柳地区内町名別世帯数と人口 10
- さいたま市片柳地区社会福祉協議会会則 11
- さいたま市片柳地区社会福祉協議会部会設置要綱 14
- 片柳地区みらい地域づくり 15
- 片柳地区見守りネットワーク会議設置要綱 16
- 片柳地区地域福祉行動計画再策定委員会設置要綱 17
- 地域福祉行動計画再策定委員会日程表 18
- 第4次地域福祉行動計画再策定委員名簿 19
- 片柳地区行政・教育施設・福祉支援センター一覧 20
- 片柳地区の歴史 歴史略歴 21
- 片柳地区の歴史 指定文化財 23
- 片柳地区社会福祉協議会活動紹介 24

地域福祉活動の概要

1. 地域福祉の推進

近年医学・医療技術・設備等の開発のより益々高齢化が進み、地域密着型の福祉活動が必要な社会となってまいりました。この福祉活動とは、高齢者の手助けとなるだけでなく、まず健康寿命であることが大事で次に自立できるよう支援する事、これが一貫して日頃より推進されることと考えます。

また、少子化も進み、人口増加が望めない現状です。これらの対策が急務となってまいりました。

地域の生きる一人一人がその人らしく安心して暮らせるまちを一人一人の主体的な参加・協力によってつくりだしてまいりたいと考えております。

2. 地域福祉の行動計画

第3次5カ年計画が令和3年度で終わり、さらなる前進の為第4次行動計画を進める必要となってまいりました。この計画は第3次さいたま市地域福祉活動計画を基に（令和4年度から令和8年度）地域住民に受け入れられ、支えあえる行動計画を策定いたしました。

前回の第3次行動計画に引き続き

- ① 地区社協機能の充実
- ② 福祉ネットワークの構築
- ③ 地域福祉の充実
- ④ 地域福祉活動の啓発

の四本柱で計画を推進いたします。

3. 「地域福祉活動計画」策定の意義

「地域福祉行動計画」の策定することの目的は、地域住民が主体となって計画を策定する過程で明らかに様々な福祉課題を、地域全体のものとして共有し、解決に向けて取り組んでいくことにあります。

近年、高齢者による事故・事件が日毎に増し、不安な日々となってまいりました。出来るだけ地域で見守り活動・連絡・報告を行い、未然に防げる事が安心なまちになると考えます。

高齢者による介護疲れや、介護の為離職しなければならないなど、社会問題が解決されない現状です。ますます高齢者の為の福祉対策が必要です。

行動計画は随時各部会にて見直しを行い、実情にあった計画を推進いたします。

4. 「地域福祉行動計画」の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5カ年とし、今後の社会情勢の変化や、計画の実施状況を踏まえ、各年度末に活動に対する実施状況を把握し、次年度の計画に反映させて各部会にて見直しを行います。

行動計画の内容

基本構想・理念

地域住民の誰もが声をかけあい、安心して暮らせる片柳地区を目指します

基本目標

地区社協機能の充実

- 組織体制の充実
- 事務所機能の充実

福祉ネットワークの構築

- 見守り活動の実施
- 各種団体との共催事業の実施
- 災害時等支援体制の確立

地域福祉活動の充実

- 高齢者福祉の充実
- 障がい者福祉の充実
- 子育て世代家庭福祉の充実
- 自治会サロン活動への支援

地域福祉活動の啓発

- 広報機能の充実
- 福祉活動の推進
- ボランティア活動の推進
- 募金活動の推進

実施計画

地区社協機能の充実

実施計画	計画内容	事業内容	役割分担
組織体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉行動計画に基づき、地区社協が実施する地域福祉活動に対して、多くの住民の理解と協力を得るため、組織の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総会 ● 定例役員会議（総務部会） ● 福祉ネットワーク部 ● 福祉事業部会 ● 福祉啓発部会 ● 評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会
事務所機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所の設備機器や備品を整備し、機能の充実を図る。 ● 電話やと来所など、各種相談、問合せ等に的確に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設機器の整備 ● 問合せ、各種相談、情報提供 ● 車いす貸出事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会



福祉ネットワークの構築

実施計画	計画内容	事業内容	役割分担
見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の見守り活動を自治会、民児協、各種団体との連携・ネットワークの構築について協議・検討する。 ● 見守り活動推進員制度の充実。 ● 見守りネットワーク会議を定期開催し、自治会・見守り推進員・協力企業との連携を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 片柳地区見守りネットワーク会議の開催 ● 地域見守り活動の実施 ● 片柳地域支え合い協議体との連携 ● 見守り推進員の講習会・意見交換会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 福祉ネットワーク部会 ● 福祉事業部会 ● 福祉啓発部会
各種団体との共催事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内各分野の団体と連携し、各事業を共同して開催する。 ● 地域内事業に多くの住民の参加を促す。 ● 広報誌で各団体の行事を告知する。HPにも日程を掲載する。 ● 終了した行事内容の紹介(広報誌並びにHP) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種団体間日程確認 ● ふるさと発見子どもまつり ● グランドゴルフ大会 ● 片柳歩こう会(仮) ● 公民館・コミュニティーセンター共催事業(子育てサロンぴよぴよ・うんどうサロン・歌声サロン・コンサート等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 福祉事業部会 ● 福祉ネットワーク部会
災害時等支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における援助体制確立のため、地区内の調査・マップ作りの協議・検討をする。 ● 災害時、援護・支援の早期対応する体制作りのため、行政・自治会連合会・民児協・地区内各種団体との緊急連絡体制を協議して、作成し、公開する。 ● 有事における地区社協の役割について、自治会連合会・民児協と協議・検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政・自治会連合会・民児協・地区内各種団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 福祉ネットワーク部会 ● 福祉事業部会 ● 福祉啓発部会



地域福祉活動の充実

実施計画	計画内容	事業内容	役割分担
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 寝たきり・認知症予防、孤独感を防ぐ「いきいきサロン」事業の設置を促進するとともに地域内の全域でのかいさいを推進する。また、老人会各種現行の高齢者福祉事業（ふれあい会食、敬老会等）の充実に取り組む。 ● 各種事業を継続して実施するとともに参加する高齢者がいきいきと関わることが出来るように推進する。 ● ふれあい会食における問題点について継続して検討する。 ● 常設サロンの要望について検討する。 ● コロナ禍における活動の再開・継続について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあい会食 ● 各うんどうサロン ● 自治会サロン ● 地域包括支援協議体との連携 ● グランドゴルフ大会 ● 歌声サロン「ドレミ」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会食ボランティアの会 ● 福祉事業部会 ● 福祉ネットワーク部会
障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区内の障がいのある人、孤独感の解消や理解促進のため、地域行事等への参加招待等を促進する。 ● 福祉施設などが行う行事へ参加協力し、同じ地域内の一員として交流を図る。 ● 現状を把握するため、施設見学・懇談会や共催事業を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● コンサート等各事業への招待 ● 施設見学会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 福祉事業部会
子育て世代家庭福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサロンを継続して実施し、子育てに対する不安を解消し、虐待防止を図るための相談会等を開催する。 ● 世代間交流事業を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサロンぴよぴよ ● 子育て相談 ● 締め飾り・饅頭づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事業部会
児童福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が地域の中で安心して過ごしていけるよう、大人たちから児童への声かけ運動を推進する。 ● 各学校や防犯組織、PTA・子供会・青少年育成等との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと発見子ども祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事業部会
自治会サロン活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の交流の場となる自治会単位のサロン活動に対し、助成支援を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会サロン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事業部会

地域福祉活動の啓発

実施計画	計画内容	事業内容	役割分担
広報機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に対し、地区社協の地域福祉活動や地域内関係各団体の活動を広く紹介し、広報誌を定期的に発行する。(年2回) ● 地域内関係団体の事業について、広報誌並びにHPに掲載するなど、地域住民より親しみ易く広く情報提供できるようにする。 ● 地区社協主体にて随時HPを更新し、関係諸団体と協議し、連携を取りながら内容を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協広報誌「かたやなぎ」の発行 ● HP更新 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉啓発部会
福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の福祉意識の啓発をはかるため、広報誌等を通じて介護保険制度等に関する情報を提供する。 ● 地区社協内での合同企画のほか、公民館等との共催、地域の他団体とも協力して、福祉に関する学習・研修に機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協広報誌「かたやなぎ」にて情報提供 ● 福祉講演会実施 ● 福祉人権落語共催 ● 認知症サポーター制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 福祉啓発部会 ● 福祉事業部会
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の推進を図るため、広報誌等を通じてボランティア活動の事例紹介し、活動参加を呼びかける。 ● ボランティア育成のため、交流会・研修会等を開催する。 ● 認知症サポーター養成講座等の小単位での開催(各自治会館などで)。 ● 人材の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協広報誌「かたやなぎ」にて活動紹介 ● 会食ボランティアの会研修会 ● 地域内のボランティア活動人材の情報収集及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 福祉ネットワーク部会 ● 福祉事業部会 ● 福祉啓発部会
募金活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区自治会連合会の協力のもと、地域福祉活動についての啓発をはかり、募金活動を実施する。 ● 歳末助けあい募金検討委員会を開催し、地域歳末助けあい募金の有効な活用方法について検討する。 ● 募金活動の実績紹介。歳末助け合い募金の事業配分先の各施設の紹介。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本赤十字募金 ● さいたま市社会福祉協議会賛助会員募集 ● 赤い羽根共同募金 ● 地域歳末助けあい募金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務部会 ● 福祉啓発部会

片柳地区内 町名別世帯数と人口

町名	町別世帯数	町別男性人口	町別女性人口	町別人口	65歳以上人口	高齢化率	平均年齢(歳)
埼玉県	—	3,696,661	3,697,119	7,393,780	1,959,531	26.5%	—
さいたま市	—	658,183	666,406	1,324,589	305,657	23.1%	—
見沼区	75,966	81,178	82,707	163,885	43,404	26.5%	—

大字加田屋新田							
加田屋1丁目	5	3	5	8	—	—	—
加田屋2丁目							
大字片柳	838	887	882	1,734	727	41.10%	54.4
片柳東	5	10	7	17	4	23.50%	42.6
片柳1丁目	177	190	195	391	144	36.80%	52.9
片柳2丁目	55	67	63	130	57	43.80%	53.8
大字染谷	271	332	293	625	212	33.90%	49.5
染谷1丁目	93	118	113	231	74	32.0%	51.4
染谷2丁目	81	84	73	157	64	40.80%	52.8
染谷3丁目	320	351	340	691	276	39.90%	53.8
大字山							
大字見山	222	286	245	531	197	37.10%	51.0
大字東新井	1,953	2,117	1,954	4,071	1,493	36.70%	51.4
大字笹丸	127	133	131	264	111	42.0%	54.8
大字御蔵	2,863	3,328	3,242	6,570	1,952	29.70%	47.9
大字西山村新田	24	21	21	42	25	28.70%	43.7
大字西山新田	4	4	2	6	4	66.70%	63.7
大字南中野	3,303	3,760	3,662	7,428	1,887	25.40%	44.9
大字南中丸	4,222	4,935	4,774	9,709	2,520	26.0%	45.1
大字中川	3,511	4,044	3,940	7,990	2,199	27.4%	46.1
大字上山口新田	339	366	356	724	288	39.8%	52.4
大字新右工門新田	37	53	34	87	25	28.7%	43.7
計	18,450	21,089	20,332	41,406	12,259	29.6%	

※出典 さいたま市ホームページ・埼玉県ホームページ(令和3年1月1日)

さいたま市片柳地区社会福祉協議会会則

(目的)

第1条 この会は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）および片柳地区の関係諸団体と密接な連絡調整を図り、片柳地区における社会福祉活動の能率的な運営と組織的な活動を進め、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、さいたま市片柳地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は第1条に掲げる目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市社協実施の地域福祉事業への協力
- (2) 片柳地区における地域福祉活動の推進
- (3) 片柳地区における地域福祉活動の啓発
- (4) 片柳地区における福祉団体との連携及び調整
- (5) 片柳地区における募金活動への協力
- (6) 片柳地区地域福祉行動計画の実施
- (7) その他の目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会の組織は、次の各号に該当する者を理事および評議員として構成する。

- (1) 自治会長
- (2) 民生・児童委員
- (3) 各種団体代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他本会の趣旨に賛同する者

(事務所)

第5条 本会の事務所をさいたま市見沼区染谷3-147-1（片柳コミュニティセンター内）に置く。

(役員)

第6条 本会につぎの役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 幹 事 | 若干名 |
| (4) 会 計 | 2名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 会長ならびに副会長、幹事、会計および監事は、理事の中から互選し総会の承認を受ける。

(役員任期)

第8条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 幹事は、本会の業務の推進を図る。
- 3 会計は、本会の経理を行う。
- 4 監事は、本会の業務および経理の執行状況の監査を行う。また必要に応じ、総会に出席し監査報告を行う。

(評議員)

第10条 評議員は、第4条の規定に基づく構成員の中から役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事)

第11条 理事は第16条に規定する部会を構成し、本会の事業を実施・推進する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、評議員会および役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集する。必要に応じて臨時に開くことができる。

- 2 総会の議長は、そのつど互選する。
- 3 総会は、理事の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 次に掲げる事項については、役員会の承認を経て、総会の議決を得なければならない。
 - (1) 本会の予算及び事業計画
 - (2) 本会の決算及び事業報告
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他、本会の業務に関する重要事項で、役員会が必要と認める事項
- 5 総会を開催した場合には、議事録を作成するものとする。

(評議員会)

第14条 評議員会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 評議員会は本会の業務について会長の諮問に応えるとともに意見を具申することができる。
- 3 評議員会には会長、副会長のほか部会代表者等が出席することができる。

(役員会)

第15条 本会の業務は役員会において協議・実施する。ただし、軽易なものについては会長が専決し役員会に報告する。

- 2 役員会は、必要に応じ会長が招集し議長となる。
- 3 役員会は、招集した過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 役員会を開催した場合には、記録を作成する。



(部会)

第16条 本会は第3条に掲げる事業を円滑に進めるため、部会を設ける。

2 部会に関し必要な事項は役員会において別に定める。

(経費)

第17条 本会の経費は、補助金および寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

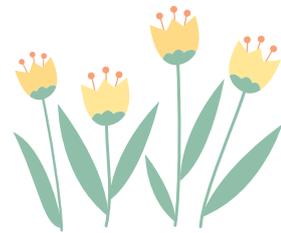
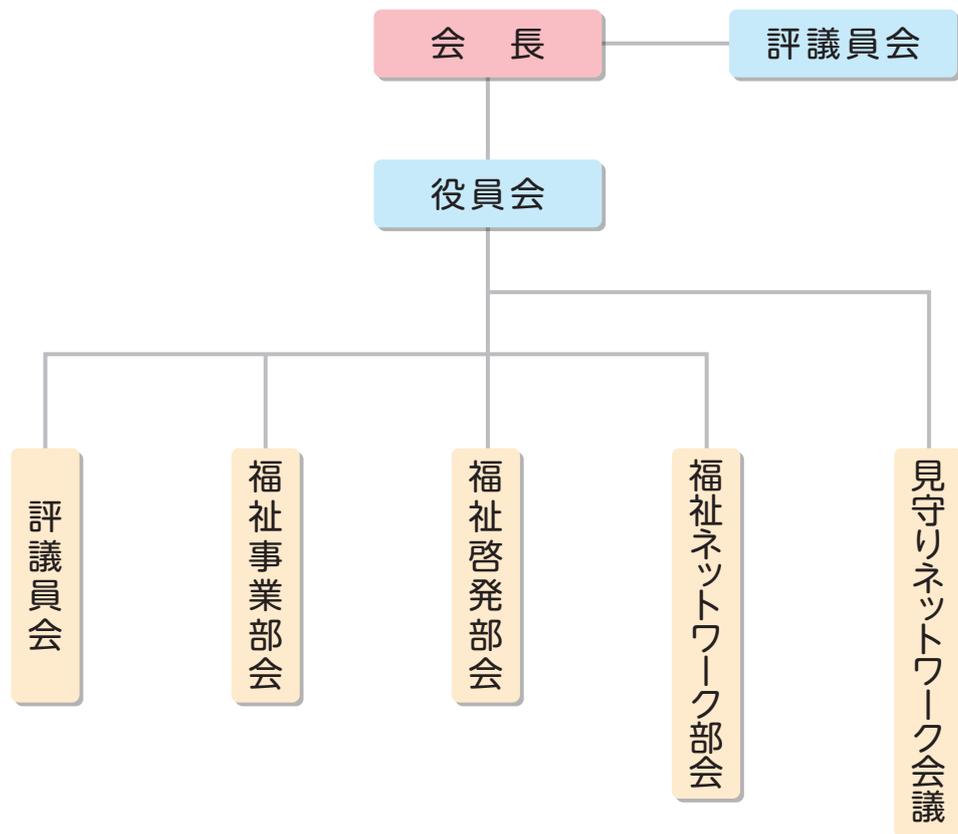
第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第19条 この会則の施行にあたり、必要な事項は役員会において別に定める。

付則

1. この会則は、昭和48年4月1日より施行する。
2. この会則は、昭和57年4月1日より施行する。
3. この会則は、平成3年4月1日より施行する。
4. この会則は、平成8年4月1日より施行する。
5. この会則は、平成14年4月1日より施行する。
6. この会則は、平成15年4月1日より施行する。
7. 平成18年5月14日より新会則を定める。
8. この会則は、平成27年5月17日より施行する。

**片柳地区社会福祉協議会組織図**

さいたま市片柳地区社会福祉協議会部会設置要綱

(目的)

- 第1条 さいたま市片柳地区社会福祉協議会会則（以下、「会則」という。）第13条の規定に基づき、さいたま市片柳地区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に部会を設置することに関し、必要事項を定めることを目的とする。
- 2 部会については、「福祉総務部会」、「福祉ネットワーク部会」、「福祉事業部会」、「福祉啓発部会」の4部会とする。

(福祉総務部会)

- 第2条 福祉総務部会は、主に次の分野を担当する。
- (1) 事務所機能及び本会組織の充実整備
 - (2) 地域福祉コーディネーターの設置
 - (3) 福祉情報の収集・提供機能の充実
 - (4) 本会構成員の研修に関する事
 - (5) その他他の部会に属さないこと

(福祉ネットワーク部会)

- 第3条 福祉ネットワーク部会は、主に次の分野を担当する。
- (1) 地域住民による福祉ネットワークの構築
 - (2) 災害時支援体制の確立
 - (3) 各種団体との共催事業の推進
 - (4) 各種団体連絡会の開催
 - (5) 住民座談会の開催

(福祉事業部会)

- 第4条 福祉事業部会は、主に次の分野を担当する。
- (1) 高齢者福祉の充実
 - (2) 障害者福祉の充実
 - (3) 子育て世代福祉の充実
 - (4) 児童福祉の充実

(福祉啓発部会)

- 第5条 福祉啓発部会は、主に次の分野を担当する。
- (1) 福祉意識の啓発推進（福祉文化・教育の推進）
 - (2) 広報機能の充実
 - (3) 啓発活動の推進
 - (4) ボランティア活動の啓発

(任期)

- 第6条 部会員の任期等については、会則第8条の規定を準用する。

(部会員)

- 第7条 部会員は、本会構成員を以って当てる。
- 2 部長及び副部長は、部会員の互選により選出する。

(委任)

- 第8条 この要綱の実施にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

- 附則1 この要綱は、平成19年5月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。

片柳地区 みらい地域づくり

片柳地区 見守りネットワーク

緑豊かな地・片柳地区。この自然の中で楽しんでいた頃が懐かしく思われるほど、最近、緑が少なくなりました。一方、自然を楽しんでいた多くの人々が年老いて若い人の人数より多くなり、一人暮らし二人暮らしが目立つようにもなりました。更に、時代の変化か、他人の面倒を見る隣人も少なくなると、孤立（孤独）が目立ち、昔の隣近所の付き合いが無くなってしまいました。このように変化したこの片柳地区を、緑が豊かだったあの頃のような安心・安全な地域、特に高齢者の経験と知恵が生かされる街にする必要がありと考え、「片柳地区 みらい地域づくり」を下記に沿って実行します。

1. 地域での見守りの必要性・意義

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮し、楽しい地域に
- ・ みんなで助け合って（自分が出来る事をする、出来ない時に助けを求める）
- ・ 犯罪や孤立（孤独）を未然に防ぐ
- ・ 状況の変化に気づきやすく、すぐ対応できる地域に

2. 活動のポイント

- ・ 本人（家族）のプライバシーの保護
- ・ 相手を思いやる気持ちを大切に
- ・ 見守りが必要な人の把握と情報の管理・共有

3. 見守り活動例

- ・ 郵便物、洗濯物、窓のカーテン、電気の点灯などの外からの見守り
- ・ 声かけ、立ち話などの対面での会話
- ・ ゴミだしなどの手助けが必要な時の対応など

4. 自治会・民生児童委員・地域包括支援センター・区役所などとの連携活動

- ・ 変化に気づいた時に、自治会・民生児童委員・地域包括支援センターに連絡
- ・ 本人の緊急連絡先などの整備
- ・ 110番119番への連絡体制

5. 活動の進め方

- ・ 見守りネットワーク会議（仮称）の設置と定期的な情報交換、活動の推進
- ・ 見守り対象者の把握と本人（家族）への説明
- ・ 地域の協力企業への参加要請

以上



片柳地区 見守りネットワーク会議 設置要綱

I 目的

「片柳地区見守りネットワーク会議」は、片柳地区内で日常的な見守りや支援が必要とされる、一人暮らし及び高齢者が居る世帯などを対象に、推進団体・関係機関が連携して、住みなれたこの片柳で安心・安全な日常生活が送られるよう「見守り活動推進委員」を置き、安否の確認、情報の提供・共有、声かけ運動などを実施する事を目的に設置する。

II 関係機関

この会議の関係機関とは、見沼区健康福祉部、さいたま市社会福祉協議会見沼区事務所、片柳公民館、地域包括支援センター（シニアサポートセンター）、見沼消防署蓮沼出張所、大宮東警察署等とする。

III 推進団体

この会議の推進団体とは、片柳地区社会福祉協議会、片柳地区自治会連合会、片柳地区民生児童委員協議会、片柳地区老人クラブ協議会、青少年育成片柳地区会、大宮東交通安全協会片柳支部、地域各種団体等とする。

IV 見守り活動推進委員

1. この会議の見守り活動推進委員とは、単位自治会長、民生児童委員、単位老人クラブ会長、推進団体代表者、この会の趣旨に賛同する者などとする。
2. 単位自治会長は、自治会組織を活用して見守り活動を推進する。
3. 民生児童委員は、特に自治会未加入者等の見守り活動も推進する。
4. 推進団体代表者は、事業活動を通じて見守り活動を推進する。

V 役員・会議

1. この会議の構成員は自治会、民生児童委員、老人クラブ、青少年育成片柳地区会、地域包括支援センター、見沼区高齢介護課とする。
2. この会議には会長及び副会長をおく。会長は片柳地区社会福祉協議会長とし、副会長は片柳地区自治会連合会長、片柳地区民生児童委員協議会長、片柳地区老人クラブ協議会長、青少年育成片柳地区会長とする。
3. 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。また、必要あれば関係者の参加を要請する事が出来る。

VI 事務局・経費

1. この会議の事務局は、片柳地区社会福祉協議会に置く。
2. この会議の経費は、片柳地区社会福祉協議会事業費から支出する。

(附則)

1. この要綱は、平成25年 10月 1日より施行する。
2. この要綱は、平成28年 4月 1日より一部改正し施行する



片柳地区地域福祉行動計画再策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本会は、片柳地区住民の健康・福祉の増進に関すること及び住民の立場に立った福祉サービスや民間福祉活動のあり方について、調査・研究を行い、将来にわたる地域福祉活動の指針として「片柳地区地域福祉行動計画」を策定することを目的とする。

(名称及び所在)

第2条 本会は、「片柳地区地域福祉行動計画再策定委員会」と言い、片柳地区社会福祉協議会内（見沼区染谷3-147-1片柳コミュニティセンター1階）に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 片柳地区住民の健康・福祉の増進についての調査・研究に関すること。
- (2) 片柳地区における福祉サービスや民間福祉活動のあり方についての調査・研究に関すること。
- (3) 「片柳地区地域福祉行動計画」の策定に関すること。
- (4) その他、片柳地区における地域福祉の増進に関すること。

(再策定委員会)

第4条 本会は、片柳地区の自治会、民生・児童委員協議会、各種団体及び地区住民の代表者等をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、委員長1名、副委員長2名を置き、その選出方法は委員の互選によるものとする。

- 2 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等有るときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和3年7月13日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は別に定める日程と、必要に応じて委員長が招集する臨時の会議を設け、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

附 記

この要綱は、令和3年7月13日から施行し、令和4年3月31日を経過した後、その効力を消失するものとする

地域福祉行動計画再策定委員会 日程表

日 程	会場・時間	議事内容
令和3年 7月13日(火)	片柳 コミュニティセンター 13:30～	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次地域福祉活動計画再策定委員会設置要綱の説明 ● 委員長・副委員長の選出 ● 今後の日程・進行について
9月14日(火)	片柳 コミュニティセンター 13:30～	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3次地域福祉活動計画の事業進捗状況の確認と問題点・課題点の検討 ● 実施計画における今後の方向性について
10月12日(火)	片柳 コミュニティセンター 13:30～	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想・基本目標について ● 既存事業・新規事業について
12月15日(水)	片柳 コミュニティセンター 13:30～	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次地域福祉活動計画(案)について ● 役割分担の整理 ● 内容構成について



第4次地域福祉行動計画再策定委員名簿

	氏名	選出区分
1	下田 三郎	片柳地区社会福祉協議会 会長
2	三浦 達雄	片柳地区社会福祉協議会 副会長
3	吉田 忠彦	片柳地区社会福祉協議会 副会長
4	戸田 光成	片柳地区社会福祉協議会 幹事
5	豊泉日出夫	片柳地区社会福祉協議会 幹事
6	川尻 和子	片柳地区社会福祉協議会 幹事
7	大沢 隆志	片柳地区社会福祉協議会 幹事
8	室越 光夫	片柳地区社会福祉協議会 会計
9	中村 平次	片柳地区社会福祉協議会 会計
10	松居 康夫	片柳地区社会福祉協議会 監事
11	今多 保男	片柳地区社会福祉協議会 監事
12	渡邊 正	福祉ネットワーク部会 部会長
13	畑中 正一	福祉ネットワーク部会 副部会長
14	日下恵美子	福祉事業部会 部会長
15	川津 美利	福祉事業部会 副部会長
16	野田 辰男	福祉啓発部会 部会長
17	白井 和彦	福祉啓発部会 副部会長
18	長崎 史恵	南部圏域地域包括支援センター敬寿園
19	永瀬恵美子	やどかりの里
20	古川 清司	老人クラブ協議会

片柳地区行政・教育施設・福祉支援センター一覧

施設名	住 所	電 話	
片柳支所	東新井117-2	683-4985	
片柳交番	南中野782-6	683-5789	
片柳公民館	東新井117-2	684-3492	
片柳老人憩の家	東新井710-78	687-4525	
片柳図書館	染谷3-147-1	682-1222	
片柳コミュニティーセンター	染谷3-147-1	686-8666	
五反田会館	南中丸1370-5	684-2574	
片柳児童センター	東新井710-78	687-4525	
染谷幼稚園	染谷2-23	684-1955	
片柳幼稚園	御蔵556	683-4057	
こまどり幼稚園	南中丸561	683-2189	
片柳保育園	御蔵796	685-4611	
やまばと保育園	染谷2-203-1	685-0846	
あすなる保育園	御蔵582	684-6132	
ルミエール保育園	南中丸939-5	683-1216	
きらめき保育園	南中野689-1	682-5507	
あすなる若葉保育園	南中野605	680-5335	
保育園ハニーガーデン	南中丸760	793-4113	
片柳小学校	東新井244-1	683-3174	
海老沼小学校	東新井710-5	686-2125	
大谷小学校	大谷18	685-8511	
芝川小学校	天沼町2-1077	644-7544	
片柳中学校	御蔵551	683-3173	
大宮八幡中学校	南中丸357	687-8800	
第二東中学校	天沼町1-760	643-213	
NPO片柳のぞみ	東新井244-1片柳小学校内	689-9441	
NPO片柳ひかり	東新井244-1片柳小学校内	686-9441	
海老沼放課後児童クラブ	東新井710-78	687-4525	
NPOえびっこ	東新井710-31	686-1510	
やまばと学童クラブ	染谷2-243-2	689-2126	
大谷学童つくしんぼクラブ第一	蓮沼1726-1	685-4957	
大谷学童つくしんぼクラブ第二	蓮沼1726-2	688-323	
センター名	住 所	電 話	FAX
南部圏域地域包括支援センター 敬寿園	南中野287ソレイユ南中野101	681-5151	681-5152
敬寿園在宅介護支援センター	片柳1298	686-2611	686-3086
諏訪の苑在宅介護支援センター	南中野29	688-8700	688-2230
見沼区障害者生活支援センター やどかり（精神）	南中野467-1スガヤハイツ105	682-1101	687-0517
見沼区障害者生活支援センター 来人（知的・身体）	南中野467-1スガヤハイツ105	682-0677	682-0670

片柳地区の歴史

私たちの住む片柳地区の大きな歴史の流れを知ること、地域の持つ文化・伝統を共有・理解することになり、地域住民としての郷土愛の醸成にもつながるものと考えます。

1. 歴史略歴

明治時代 1868年～1912年 (明治元年～ 明治45年)	1873年 (明治6年)	中野村の正法院に中野学校創設。
	1874年 (明治7年)	片柳村祥巖寺に片柳小学校創設。
	1879年 (明治12年)	東山村新田を山村に、新井新田を新井村に、新染谷村を染谷村に合併。 御蔵白岡村を御蔵村と改称。
	1889年 (明治22年)	新井村を東新井村、中野村を南中野村、中丸村を南中丸村に改称。 町村性施行により村々が合併して片柳村となる。
大正時代 1912年～1926年 (大正元年～ 大正15年)	1925年 (大正14年)	県道大宮越谷線 (新方・須賀・与野線) の道路拡張を県に陳情。
昭和時代 1926年～2009年 (昭和元年～ 昭和64年)	1930年 (昭和5年)	片柳・七里・春岡尊重、県道浦和・杉戸線 (浦和・岩槻線) の幅員拡張を陳情。
	1931年 (昭和6年)	見沼通船事業廃止。
	1934年 (昭和9年)	見沼田圃を東京市の貯水池にする計画に反対の陳情。
	1944年 (昭和19年)	萬年寺に東京都坂本国民学校の児童100名が集団疎開。
	1945年 (昭和20年)	米軍機が飛来し、東新井村に1発、御蔵に3発の1トン爆弾を投下。子供3人が死亡。
	1955年 (昭和30年)	片柳村・指扇・馬宮・植水・七里・春岡の6村、大宮村に合併。
	1969年 (昭和44年)	日本大学法学部大宮校舎開校。
	1973年 (昭和48年)	片柳地区社会福祉協議会 開所。 武笠常治会長就任。 4月1日片柳地区社会福祉協議会会則制定。
	1974年 (昭和49年)	芝川小学校が片柳小学校から分離開校。
	1976年 (昭和51年)	大谷小学校が片柳小学校から分離開校。
	1979年 (昭和54年)	片柳南部土地開発改良事業実施。
	1980年 (昭和55年)	染谷土地改良事業に着手。東新井団地造成。 海老沼小学校が片柳小学校から分離開校。
	1981年 (昭和56年)	片柳公民館が支所併設で竣工。 大谷中学校が七里中学校から分離開校。
	1985年 (昭和60年)	第2東中学校開校。
1986年 (昭和61年)	くらしの会 (現在のふれあい会食) 開始。	

平成時代 2009年～2019年 (平成元年～ 平成31年)	1991年 (平成3年)	大宮八幡中学校開校。
	2002年 (平成14年)	浦和・与野・大宮3市合併、さいたま市誕生。
	2004年 (平成16年)	大宮聖園供用開始。
	2006年 (平成18年)	片柳コミュニティセンター完成。 同上館内に片柳地区社会福祉協議会を移設。松本明会長就任。
	2007年 (平成19年)	5月27日片柳地区社会福祉協議会部会設置要綱制定。
	2010年 (平成22年)	7月1日片柳地区社会福祉協議会広報誌「かたやなぎ」創刊。
	2011年 (平成23年)	東日本大震災の被害者が片柳コミュニティセンターに一時避難された際、片柳地区自治会連合会と地元有志婦人グループとが連携して、被災者の食事補充支援を行った。片柳地区社会福祉協議会からは、食事支援金提供。
	2013年 (平成25年)	10月1日片柳地区見守りネットワーク会議設置要綱制定。
2014年 (平成26年)	片柳伝統文化保存会により、天王様の夏祭りが復活。	
2015年 (平成27年)	敬老会を会場等の都合により各自治会で開催。 下田三郎会長就任。	
令和時代2019年～	2019年 (令和元年)	4月1日見沼消防署竣工供用開始。 11月片柳地区社会福祉協議会歳末助け合い募金配分実施要領制定。
	2020年 (令和2年)	1月新型コロナウイルス感染発生。 4月1回目緊急事態宣言発布。
	2021年 (令和3年) 10月迄に4回発布。	12月大宮聖苑南ルート開通。
	2021年 (令和3年)	中川自治会ふれあい広場の公有化決定

※この歴史概略は、昭和63年3月30日発行の「一郷土をつづる一片柳のむかし」（「片柳のむかし」発行委員会・大宮片柳公民館編集）から抜粋させていただきました。



2. 指定文化財

埼玉県指定文化財

- 彫刻 正法院の空海作十二神将像立像・薬師如来立像
(埼玉県歴史と民族の博物館に貸出)

さいたま市指定文化財

- 建造物 中山神社の旧社殿・旧坂東家住宅
 史跡 片柳の筆塚・南中野の旗本青木高寄一族の墓および供養塔34基
 彫刻 萬年寺の木造釈迦如来坐像
 円蔵院の円空作観音像 (埼玉県歴史と民族の博物館に寄託)
 絵画 円蔵院の絹本着色十天画像 (埼玉県歴史と民族の博物館に寄託)
 古文書 大島家文書 (さいたま市立博物館)
 考古資料 片柳の板石塔婆
 有形民俗文化財 愛宕神社の算額
 天然記念物 円蔵院の大銀杏・円蔵院の枝垂れ桜・十王尊の大銀杏・御蔵のクマガイソウ・
 御蔵のイカリソウ・南中丸の赤檜・染谷の多羅葉



御蔵のクマガイソウ



御蔵のイカリソウ



円蔵院の枝垂れ桜



十王尊の大銀杏



中山神社の旧社殿

片柳地区社会福祉協議会 活動紹介



ふれあい会食



ふるさと発見子どもまつり



見守りネットワーク講演会



子育てサロンぴびよ



うんどうサロン



福祉講座(人権落語)



視察研修



締め飾り饅頭づくり



歌声サロン「ドレミ」





片柳地区地域福祉行動計画

(第4次)

2022年3月

発行 片柳地区社会福祉協議会
編集 片柳地区地域福祉行動計画再策定委員会
問い合わせ 〒337-0026
さいたま市見沼区染谷3-147-1
片柳コミュニティーセンター内
電話・FAX 048-686-8601



HPQRコード

片柳地区地域福祉行動計画再策定に伴い資料ご提供頂いた団体
さいたま市・見沼区・南部圏域地域包括支援センター敬寿園
表紙(加田屋川)・裏表紙(見沼自然公園) 三枝 佐多子様